



問 当社の元パート労働者より、健康保険協会から業務中の負傷による治療費を返還するよう通知がきたが、どうしたらよいかとの連絡がありまし

た。 詳細を確認したところ、

（1）当社の元パート労働者が、負傷当日より約2カ月間通院治療していたのですが、負傷の数日後に退職しており、退職後の治療も労災の適用となるのでしょうか。また、今後、労災請求の手続きをどのように行つたらよいでしょう

のことです。

なお、この状況については、同僚労働者も一緒に見ていたことが確認されました。

元パート労働者は、負傷当日より約2カ月間通院治療していたのですが、負傷の数日後に退職しており、退職後の治療も労

災の適用となるのでしょうか。また、今後、労災請求の手続きを行つたらよいでしょう

（支払い）を行つていただきます。

その後、業務災害の場合は「療養補償給付たる療養の費用請求書」（様式第7号式第7号（1））を作成

薬剤に係る費用は「療養補償給付たる療養の費用請求書」（様式第7号（2））にて治療費と同様に請求していただくことになります。（薬剤費と同様に請求していただくことになります。）

（支払い）を行つていただきます。

その後、業務災害の場合には、「療養補償給付たる療養の費用請求書」（様式第7号（1））を作成

薬剤に係る費用は「療養補償給付たる療養の費用請求書」（様式第7号（2））にて治療費と同様に請求していただくことになります。（薬剤費と同様に請求していただくことになります。）

（支払い）を行つていただきます。

その後、業務災害の場合には、「療養補償給付たる療養の費用請求書」（様式第7号（1））を作成

（支払い）を行つていただきます。

質問に答えます

退職者の労災請求

労働○×クイズ

本件は、業務災害により病院に受診したにもか

（39） 本件は、業務災害により病院に受診したにもか

その元パート労働者は勤務が終了して会社内の更衣室に移動中、階段を踏み外して転倒し右足を捻挫したけれども、勤務が終了していたため労災は使えないものと思い、会社には報告しなかつたと

治療費については、健康保険を使用することはできないことから、健康保

（39） 病院から処方せんが出て、薬局にて薬剤の処方を受けた分もあれば、

（39） 本件は、業務災害により病院に受診したにもか

（39） 本件は、業務災害により病院に受診したにもか

（39） 本件は、業務災害により病院に受診したにもか



（39） 答えと解説は13ページをご覧ください。